議案第26号

天理市杣之内駐車場条例の制定について

天理市杣之内駐車場条例を次のように制定しようとする。

平成30年3月2日提出

天理市長 並 河 健

天理市杣之内駐車場条例

(設置)

第1条 市内の周遊観光における利便に資するため、本市に杣之内駐車場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 杣之内駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天理市杣之内駐車場	天理市杣之内町129番地1

(使用料)

第3条 天理市杣之内駐車場(以下「駐車場」という。)の使用料は、無料とする。

(使用の制限)

- 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、駐車場の使 用を制限することができる。
 - (1) 駐車場の施設等を損傷するおそれがあるとき。
 - (2) 発火性、引火性等の危険物を積載しているとき。
 - (3) 著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。
 - (4) 他の車両の駐車を妨げる物品を積載しているとき。
 - (5) 駐車場の管理上支障があるとき。
 - (6) その他不適当と認めるとき。

(禁止行為)

- 第5条 駐車場では、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 他の車両の駐車を妨げること。
 - (2) 駐車場の施設等を損傷すること。

- (3) 火気を使用すること。
- (4) みだりに騒音を発すること。
- (5) 公の秩序又は善良の風俗を害すること。
- (6) その他駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。 (損害賠償等)
- 第6条 駐車場の施設等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、 又はその損害を賠償しなければならない。
- 2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることができない事故その 他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、その賠償責任の全部 又は一部を免除することができる。

(駐車場内における損害の責任)

第7条 駐車場内において車両等について発生した盗難、損傷等の損害又は人 身に対して発生した損害については、当該損害が市の責めに帰すべき理由に よるものでないときは、市はその賠償の責めを負わない。

(その他)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成30年5月25日から施行する。